

掲示事項

調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

- 患者さんの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院診療所から薬剤が処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 必要な場合に服薬期間中のフォローも対応します。

調剤報酬点数表に基づき地方厚生局長に届け出た事項に関する事項

- 調剤点数表に基づき以下の算定項目の施設基準を満たし、届出しております。
 - 調剤基本料(□1 □2 □3イ □3ロ □3ハ □特別A)
 - 地域支援体制加算(□1 □2 □3 □4)
当薬局は休日・夜間を含む開局時間外において調剤及び在宅業務に対応できる体制を整備しています。
時間外連絡先:0966-63-7100
 - 後発医薬品調剤体制加算(□1 □2 □3)
 - 在宅薬学総合体制加算(□1 □2)
当薬局は状態の急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制を整備しています。
 - 医療DX推進体制整備加算
 - 無菌製剤処理加算
 - かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導料
在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご希望される場合はお申し出ください。
(担当医師の了解と指示等が必要となります)

明細書の発行状況に関する事項

- 明細書を無料で発行しています。必要のない場合は、申し出てください

保険外サービス等の費用徴収に関する事項

- 以下の項目について、必要に応じた実費(税込)の負担をお願いしています。
 - 容器代 50円
 - シート代 100円/50包
 - 支払証明書 550円

長期収載品の選定療養に関する事項

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)が存在する先発医薬品(長期収載品)を患者さんご自身が選択した場合に、その差額の一部を実費で徴収します。

医療DX推進体制整備加算

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し、活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証利用)を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

医療情報取得加算

- マイナンバーカードの保険証利用に対応しています。
- 資格確認を行う体制を有しており、当該保険医療機関を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得活用して調剤を行っています。

居宅療養指導

- みなし介護事業者として事業所の運営規程は別紙の通りです